

歯科健康診査について

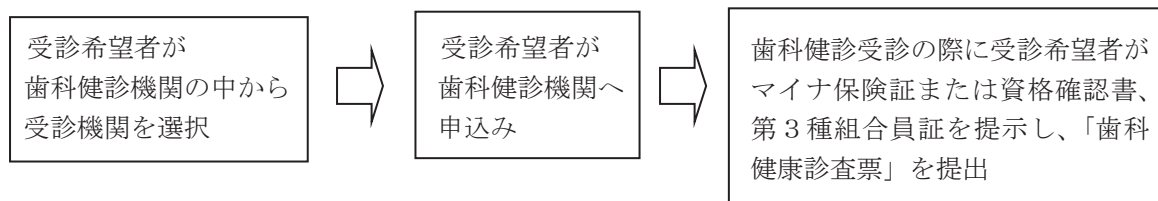
本組合では、歯科健康診査（以下、歯科健診）も実施いたしております。
健康診査等と同様、年1回は、歯科健診をお受けいただきますようお願いいたします。

1. 利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者 ②（社会保険、市町村国保などに加入の方→対象外）
2. 利用できる 歯科健診機関	北海道歯科医師会が指定する北海道歯科医師会会員の歯科健診機関 ※利用できる歯科健診機関は本組合のホームページに掲載
3. 助成の回数	歯科健診に対する助成は、同一人に対し、同一年度内に1回

（注意）

- 「歯科健康診査票」は4枚一組で複写式の様式ですので、紛失および枚数が足りない場合は、本組合へご連絡ください。
- 歯科健診受診時の自己負担はありませんが、健診後、歯石をとる等の処置を行った場合、保険診療となりますので、一部負担金が生じます。
- 同一年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に誤って歯科健診を2回受けた場合、2回目の健診料金につきましては、後ほど組合員の方へ3,300円（助成額）をご請求することとなります。

○歯科健診の流れ



○助成金の請求

北海道歯科医師会から本組合宛に請求（歯科健診受診者からの請求は不要）

健康診査および歯科健診につきましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合
担当：総務係 TEL 011-271-7471